

四十二 第56条の4《電子計算機買戻損失準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第56条の4《電子計算機買戻損失準備金》関係</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>56の4-1 <u>電子計算機買戻損失準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

四十三 第57条《プログラム等準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(契約書の範囲)</p> <p>57-4 <u>措置法令第33条第15項第1号に規定する「統合情報処理システムサービス.....に係る情報処理システムの欠陥.....補修すべき旨の定めがある契約.....</u></p> <p>(対価の額が3,000万円以上であるかどうかの判定)</p> <p>57-5 <u>措置法令第33条第15項第2号.....</u></p> <p>(割戻しがある場合の収入金額)</p> <p>57-6 ..... .....<u>措置法令第33条第3項、第6項、第10項、第12項及び第16項</u> .....</p>	<p>(契約書の範囲)</p> <p>57-4 <u>措置法令第33条第14項第1号に規定する「統合情報処理システムサービスに係る情報システムの欠陥.....補修すべき旨の定めのある契約.....</u></p> <p>(対価の額が3,000万円以上であるかどうかの判定)</p> <p>57-5 <u>措置法令第33条第14項第2号.....</u></p> <p>(割戻しがある場合の収入金額)</p> <p>57-6 ..... .....<u>措置法令第33条第3項、第6項、第10項、第12項及び第15項</u> .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等により引継ぎを受けたプログラム等準備金の均分取崩し)</p> <p>57-7 ..... <u>プログラム等準備金(連結事業年度において積み立てたプログラム等準備金を含む。以下同じ。)</u>の措置法第57条第2項の規定による均分取崩し.....</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57-8 <u>プログラム等準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(適格合併等により引継ぎを受けたプログラム等準備金の均分取崩し)</p> <p>57-7 ..... <u>プログラム等準備金の措置法第57条第2項の規定による均分取崩し</u>.....</p> <p>(新 設)</p>

四十四 第57条の2《日本国際博覧会出展準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第57条の2《日本国際博覧会出展準備金》関係</u></p> <p>(共同出展法人の積立限度額の計算)</p> <p>57の2-1 <u>他の法人と共同して財団法人2005年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)との間に直接又は間接に日本国際博覧会への出展参加契約を締結した法人(以下「共同出展法人」という。)が日本国際博覧会出展準備金を積み立てる場合の措置法令第33条の2第3項に規定する「その出展をする法人に係るもの」は、2005年日本国際博覧会出展参加契約書に添付される計画書に定める「出展に要する費用の分担割合」(集合館出展の場合は「各参加者の占有展示面積割合」。以下「分担割合等」という。)によって計算した金額をいうものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

(分担割合等に異動が生じた場合の積立限度額の計算)

57の2-2 協会との協議に基づく計画書の修正により共同出展法人の分担割合等が増加し、又は減少することとなった場合には、その増加し、又は減少することとなった日以後に終了する各事業年度の日本国際博覧会出展準備金の積立限度額は、その異動後の分担割合等によって計算するものとする。

(敷地面積に異動が生じた場合の積立限度額の計算)

57の2-3 協会から引渡しを受けた敷地(集合館出展における展示館の建築面積に相当する敷地を含む。以下57の2-3において同じ。)の面積が当初の出展参加契約に定められていた敷地面積と異なることとなった場合には、その引渡しを受けた日以後に終了する各事業年度の日本国際博覧会出展準備金の積立限度額は、その引渡しを受けた敷地の面積を基礎として計算するものとする。

(日本国際博覧会出展準備金の取崩しの対象となる出展費用等の額の範囲)

57の2-4 措置法第57条の2第2項の規定により日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた日本国際博覧会出展準備金を含む。以下同じ。)の取崩しの対象となる「出展費用等の額」とは、次の(1)に掲げるような出展費用等の額をいい、(2)に掲げるような費用の額はこれに該当しないことに留意する。

(1) 取崩しの対象となる出展費用等の額

イ 出展参加契約に基づき敷地を賃借するための費用の額

ロ 措置法第57条の2第1項(同法第68条の52第1項を含む。)に規定する費用の対象となった資産(以下「対象資産」という。)について償却をした場合のその償却費の額(対象資産を賃借した場合の賃借料の額を含む。)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

